

堺市議会会議規則（昭和 5 4 年議会規則第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（携帯品） 第 1 0 6 条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長</u>の許可を得たときは、この限りでない。	（携帯品） 第 1 0 6 条 議場に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって、議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。